

2017年1月13日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## CRS及びFATCAの 最新動向

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

共通報告基準(CRS)の適用を開始する国の増加に伴い、海外に拠点を有する金融機関においては、各国の制度要件及びアップデートの有無などの情報収集、さらに運用に向けての実務対応に対して、多くのリソースの投入が必要となっています。EYでは、CRS及びFATCAの各国における制度の詳細情報を含む最新動向のモニタリングを実施されている金融機関向けに、各国の法制度の要件及びFATCAモデル政府間協定、及びOECDによるCRSとの差分が把握できるデータベースを整備しております。また、本データベースのご提供に加え、各国のEYの専門家がCRS及びFATCAの態勢構築を支援します。

本データベースの活用における、主なメリットは以下のとおりです。

- ▶ 世界中のCRS及びFATCAの動向並びに規制要件の変更に関する最新情報を入手することができます
- ▶ 効率的に網羅的な各国の法令情報の収集を実現することができます
- ▶ 情報収集及び態勢構築に関与するご担当者様の負担軽減を実現することができます

主要国におけるCRS及びFATCAの最新動向を以下に要約します。

## 欧州

### 英国

- ▶ **通知(Notification)に係る要件を更新**  
2016年11月15日までに、英国歳入関税庁(HMRC)は、通知に係る要件の更新版を発表しました。これには、金融機関の義務、通知を行わない場合の罰則並びに通知の範囲及び内容が含まれています。
- ▶ **FATCA、英国王室属領・海外領土間との金融口座に係る自動情報交換(CDOT)及び共通報告基準(CRS)における報告対象国を更新**  
2016年11月10日、HMRCは、FATCA、CDOT及びCRSに基づき、2017年報告年度報告対象国の更新リストを公表しました。
- ▶ **法人口座に対するデューデリジェンスについての更新**  
2016年10月27日、HMRCは、法人口座に対するデューデリジェンスについて更新版を発表しました。一例として、証券市場における「通常取引(regularly traded)」の定義が記載されています。
- ▶ **既存の低額個人口座に対するデューデリジェンスについての更新**  
2016年9月8日、HMRCは、既存の低額個人口座に対するデューデリジェンスについての詳細事項を公表しました。
- ▶ **最終顧客への通知に関する規則を公表**  
2016年9月8日、英国の金融機関は、最終顧客への通知(2016年9月30日に発効)に関して、規則が公表されたことにより、顧客に対して、オフショアの収益及び利得についての完全かつ適切な申告を確認するための通知を行うことが義務付けられます。
- ▶ **納税者番号(TIN)に関する情報をOECDのAEOIポータルに公表**  
2016年8月19日、英国のTIN情報がOECDのAEOIポータルに公表されました。
- ▶ **AEOI報告スキーマ更新版を公表**  
2016年8月15日、HMRCは、FATCA報告に係るソフトウェア開発業者のためにAEOI報告スキーマ2.0及びAEOI報告サンプル2.0を公表しました。本スキーマは、2017年1月1日以降に行われるすべての報告に対して使用されることとなります。

## ロシア

- ▶ **CRSに関するFAQs**  
2016年9月19日、ロシア当局は、国外の金融機関がロシア市民に関する情報を直接ロシア当局に報告を行う義務に関するFAQsを公表しました。
- ▶ **CRS法案を公表**  
2016年9月6日、ロシア当局は、CRSに基づく金融口座の情報交換についての法案を公表しました。CRS法は、2017年1月1日に施行される予定です。

## 米州

### 米国

- ▶ **FATCAに関する追加ガイダンスの公表**  
2016年12月30日、FATCAに関する最終・暫定規則・改訂版FFI契約・FATCA定期検証及び宣誓に関する規則案が公表されました。また、これらの追加ガイダンスに伴い源泉徴収制度に係る関連規則が公表されました。今回のガイダンスは、主に過去2年にわたりIRSに寄せられたコメントに応える形で修正が行われたものです。
- ▶ **QI契約最終版の公表**  
2016年12月30日、歳入手続2017-15において新QI契約の最終版を公表しました。本最終版が2016年12月31日に失効するQI契約に取って代わることになり、2017年1月1日より有効となります。
- ▶ **様式W-8BEN及び様式8966の最新版を公表**  
2016年12月13日、米国IRSは、様式W-8BENの改定版及びFATCA報告のための様式8966の2016年版を公表しました。
- ▶ **FATCAオンライン登録ユーザーガイドを公表**  
2016年12月12日、米国IRSは、FATCAオンライン登録ユーザーガイドの最新版を公表しました。
- ▶ **FATCAオンライン登録システムに関する登録情報を更新するよう通知**  
2016年11月15日、米国内国歳入庁(IRS)は、金融機関に対して、FATCAオンライン登録システムについてFATCA責任者及び担当者情報を更新するよう通知しました。
- ▶ **様式W-8BEN-Eの発効日の遅延**  
2016年10月21日、米国IRSは、源泉徴収義務者が様式W-8BEN-Eの2014年2月改定版を2017年1月1日まで要

請し、これを受け入れることができることをコメントしています。また、様式の有効期間が終了するまで、又は状況の変化が発生するまでは当該様式に依拠することができるとしています。2017年1月1日以降は、様式W-8BEN-Eの2016年4月改定版のみが受入れ可能となります。

- ▶ **FATCAのユーチューブビデオを更新**  
2016年10月20日、米国IRSは、FATCA登録に関する動向の解説を行うためのユーチューブビデオを更新しました。
- ▶ **様式W-8IMY及び記入要領を公表**  
2016年9月27日、米国IRSは、様式W-8IMY及び記入要領の改定版を公表しました。
- ▶ **様式W-8IMY及び指令を公表**  
2016年9月27日、米国IRSは、様式W-8IMY及びその指令の改定版を公表しました。
- ▶ **FATCAのFAQs (General)を更新**  
2016年9月12日、米国IRSは、現時点で適格仲介人(QI)及び源泉徴収外国パートナーシップ(Withholding Foreign Partnership)又は源泉徴収外国信託(Withholding Foreign Trust)には該当しない金融機関の登録手続きに関するFAQs(General)を更新しました。
- ▶ **FATCAの報告用サイト(IDES)におけるデータ作成例を更新**  
2016年9月12日、米国IRSは、Net及びJava format用のGitHubによるIDESデータ作成ツールを更新しました。ここでは、IDESデータパケットの作成方法及び通知の解説方法が解説されています。
- ▶ **FATCAに関するIDESのユーザーガイドの公表**  
2016年9月6日、米国IRSは、FATCAに関するIDESのユーザーガイドを公表しました。
- ▶ **FATCA XMLスキーマv2.0ユーザーガイドのドラフト版を公表**  
2016年9月1日、米国IRSは、FATCA XMLスキーマv2.0ユーザーガイドのドラフト版を公表しました。XMLスキーマv2.0は、2017年1月1日に発効され、旧XMLスキーマv1.1から切り替わるものとなります。
- ▶ **FATCA IDES Technical FAQsを更新**  
2016年8月10日、米国IRSは、システムの利用可能性及び設計、データ暗号化並びにセキュリティに焦点を当てた年次報告に係るFAQ(FATCA IDES Technical FAQs)を更新しました。
- ▶ **様式W-8EXPの公表**  
2016年8月9日、米国IRSは、様式W-8EXPの更新版を公表しました。

- ▶ **有効な政府間協定(IGA)を有する国に関する新たなルール**  
2016年7月29日、米国IRSは、有効なIGAを有する国のリストを含むアナウンスメント2016-27を公表しました。この直接的な影響としては、有効なIGAを有しない国は、IGAを有効にするための対応策を米国IRSに明示できない限り、有効なIGAを有しているとはみなされないこととなります。
- ▶ **FATCAに関するFAQs (General compliance)を更新**  
2016年7月1日、米国IRSは、様式8966の提出期限を90日間延長申請する際に提出する様式8809-IIに関するFAQs(General compliance)を更新しました。
- ▶ **新QI契約案の更新版を公表**  
2016年7月1日、米国IRSは、2017年1月1日から有効となる新QI契約案の更新版を公表しました。

## カナダ

- ▶ **電子申告による報告に関するガイダンスを更新**  
2016年10月27日、カナダ当局は、電子申告による金融口座情報の報告に関するガイダンスを公表しました。
- ▶ **XMLスキーマにおける新たなデータ要素**  
2016年10月27日、カナダ当局は、2017年1月からXMLスキーマ/仕様に新たに追加する2つのデータ要素を通知しました。
- ▶ **CRS法の実施及びFATCA法の改正**  
2016年10月21日、カナダ当局は、CRS法及び改正FATCA法を公表しました。

## ケイマン諸島

- ▶ **報告に関する情報**  
2016年9月、ケイマン当局は、FATCA報告を行った金融機関に対し、一部の報告に関して、ポータルを通じて当該報告ステータスを確認することを要請しました。
- ▶ **英国CDOT及び米国FATCAの通知及び報告期限の延長**  
2016年8月5日、ケイマン当局は、ポータルへのアクセス問題により、英国CDOT及び米国FATCAに基づく通知及び報告の弾力的運用の期限を当初の2016年8月10日から2016年9月2日まで延長すると発表しました。2016年9月2日以前に提出された通知及び報告に対するコンプライアンス上の影響又は強制措置は一切ありません。
- ▶ **AEOIポータルのユーザーガイドv.2.0の更新版を公表**  
2016年7月7日、ケイマン当局は、AEOIポータルのユーザーガイドv2.0の更新版を公表し、FATCA及びCDOTの報告手続きに関するガイダンスを提供しました。

## メキシコ

- ▶ **CRS参加国リストの更新版を公表**  
2016年11月7日、メキシコ当局は、CRSに参加する77カ国のリストを更新しました。
- ▶ **FATCA及びCRS XMLスキーマv1.0のユーザーガイドを公表**  
2016年10月20日、メキシコ当局は、FATCA及びCRSのXMLスキーマv1.0のユーザーガイドを公表しました。

## パナマ

- ▶ **米国とのFATCA協定を発効**  
2016年11月7日、米国財務省は、パナマとの間におけるModel 1 IGAを2016年10月25日に遡及して発効すると発表しました。
- ▶ **FATCA協定の批准**  
2016年10月24日、パナマ当局は、FATCA協定を批准して法制化しました。
- ▶ **FATCA及びCRSの遵守を承認**  
2016年9月7日、パナマ当局は、パナマの金融機関がFATCA及びCRSを遵守してデューデリジェンス及び報告を行うことを承認しました。
- ▶ **FATCAの初回報告は、2017年9月を予定**  
2016年8月29日、パナマ当局は、FATCAの初回報告を2017年9月に予定していると発表しました。

## ブラジル

- ▶ **FATCA報告に使用されるデータ暗号化に関する技術的解決**  
2016年11月14日、ブラジル当局は、FATCA報告に使用されるデータ暗号化の技術的解決策を公表しました。
- ▶ **CRSの国内法制化**  
2016年8月30日、ブラジル当局は、CRSを国内法制化し、2017年1月1日に施行しました。

## アジア太平洋

### 中国

- ▶ **FATCAに関する協議の現状**  
2016年11月現在、中国当局は、米国財務省とFATCA IGAの締結について協議を継続していますが、正式な発効日は未定です。

- ▶ **非居住者金融口座のデューデリジェンスに関するコンサルテーションペーパーを公表**  
2016年10月28日、中国の国家税務局は、非居住者金融口座に関する税のデューデリジェンス情報管理の取組みに関するコンサルテーションペーパーを公表しました。

### 香港

- ▶ **CRSに係る新たな要件に関する通達を発行**  
2016年11月14日、香港当局は、2017年以降に金融機関に求められる情報収集に期待し、新たなCRS要件に関する通達を発行しました。
- ▶ **CRSの審議に関する報告**  
2016年11月7日、香港当局は、CRSの実施に関する法律の枠組みを公表しました。本枠組みには、対象範囲、金融機関の義務、施行、罰則及び個人情報保護が含まれています。
- ▶ **CRSのFAQsを更新**  
2016年11月7日、香港の税務当局は、CRSのFAQsの更新版を公表しました。
- ▶ **集団投資スキームにおけるCRSの実施に関する通達を発行**  
2016年10月20日、香港当局は、集団投資スキームにおけるCRSの実施の可能性について評価するよう通達を発行しました。
- ▶ **CRSの通知を公表**  
2016年10月11日、香港当局は、CRSに関する通知を公表しました。これには、金融機関によるデューデリジェンス及び報告義務の履行に関するガイドラインが含まれています。
- ▶ **金融口座情報の報告に係るXMLスキーマv0.1を更新**  
2016年9月12日、香港当局は、XMLスキーマv0.1を使用した報告に関する情報を更新しました。
- ▶ **CRSにおけるトレジャリーセンターの報告金融機関への該当性に関するルールを公表**  
2016年9月9日、香港当局は、CRSにおけるトレジャリーセンターの報告金融機関への該当性に関するガイドラインを公表しました。
- ▶ **CRS法の発効**  
2016年9月9日、香港当局は、CRS法を発効したことを発表しました。また、CRSガイドライン並びに個人、法人及び実質的支配者用の自己宣誓書のサンプルをウェブサイト上に公開しました。
- ▶ **米国との正式なFATCA協定を発効**  
2016年8月3日、米国財務省は香港とのFATCA Model 2 IGAを2016年7月6日に発効したと発表しました。



## マカオ

- ▶ **マカオのTIN情報をAEOIポータルに公表**  
2016年8月9日、マカオのTIN情報がAEOIポータルに公表されました。

## 韓国

- ▶ **FATCAの報告期限を延長**  
2016年9月27日、韓国当局は、2014年及び2015年に終了する年度の報告期限を2016年11月30日に延長しました。2016年11月初旬に報告用ポータルが開設されることが予定されています。
- ▶ **米国と韓国との間のFATCA協定の批准**  
2016年9月、韓国当局は、2016年9月8日にIGAを批准の上法制化したことを発表しました。

## インド

- ▶ **FATCA及びCRSにおける報告要件を公表**  
2016年9月29日、インド当局は、FATCA及びCRSにおける報告要件について公表しました。
- ▶ **FATCAの代替手段に基づく金融口座の閉鎖**  
2016年8月31日、インド当局は、FATCAの代替手段に基づく金融口座の閉鎖に関する情報を発表しました。金融機関は、自己宣誓書及びその他の文書を2016年8月31日までに取得できない場合、適宜金融口座を閉鎖し、報告しなければなりません。
- ▶ **FATCA及びCRSの実施を支援するための新たな一体型プラットフォーム**  
2016年7月19日、インド当局は、FATCA及びCRSの実効性を高めるため、脱税者を追跡するための一体型プラットフォームを創設し、2017年5月から開始する予定であると発表しました。

## オーストラリア

- ▶ **CRSにおける外国税法上の居住者の報告義務に関する文書を公表**  
2016年11月16日、オーストラリア当局は、CRS及びFATCAにおける報告義務を公表しました。
- ▶ **CRSのガイダンスを更新**  
2016年9月20日、オーストラリア当局は、CRSのガイダンスを更新しました。

- ▶ **FATCAのガイダンスを更新**  
2016年8月29日、オーストラリア当局は、FATCAのガイダンスを更新しました。
- ▶ **不報告金融機関及び適用除外口座に関する情報を公表**  
2016年7月7日、CRSにおけるオーストラリアの不報告金融機関及び適用除外口座のリストをAEOIポータルに公表しました。

## ニュージーランド

- ▶ **不報告金融機関及び適用除外口座の提出**  
2016年11月21日、ニュージーランド当局は、ニュージーランドにおける不報告金融機関及び適用除外口座に関するリストを公表する計画を発表しました。
- ▶ **CRSに関する早期情報を公表**  
2016年7月28日、ニュージーランド当局は、CRSに関する早期情報を公表しました。CRS法案は2016年8月に公表され2017年の初旬までに確定することが予定されています。初回報告期間は、2017年7月1日から2018年3月31日までです。

## シンガポール

- ▶ **FATCAのウェブページを更新**  
2016年10月11日、シンガポール当局は、金融機関の報告用にFATCA XMLスキーマv2.0を採用したことを発表しました。FATCA XMLスキーマv2.0への移行日は、2017年1月を予定しており、移行後のFATCA報告(2014年及び2015年分の報告を含む。)は、すべてFATCA XMLスキーマv2.0により行わなければなりません。
- ▶ **CRSの更新版を公表**  
2016年9月6日、シンガポール当局は、CRSの更新版を公表しました。
- ▶ **FATCAの報告期限に関する通知**  
2016年7月15日、シンガポール当局は、金融機関に対して、2015年のFATCAの報告期限は2016年5月31日に終了していると通知しました。報告が完了していない報告義務のある金融機関は直ちにFATCA報告を実施しなければなりません。
- ▶ **CRSに関するパブリックコメント**  
2016年7月11日、シンガポール当局は、2017年1月1日に発効するCRS法令等を提出しました。2016年7月以降、パブリックコメントが行われています。

## マレーシア

- ▶ **CRSにおける新規顧客確認手続の適用開始日を6カ月延長**  
2016年10月25日、マレーシア当局は、CRSにおける新規顧客確認手続は2017年1月1日ではなく2017年7月1日から適用を開始すると通知しました。既存顧客確認手続の実施基準日は2017年6月30日、手続の完了期限は2019年6月30日となりました。

## インドネシア

- ▶ **CRSの状況**  
2016年12月、国内銀行及び資本市場機密法が顧客情報の提供を禁じていることがCRS実施の障害となっていることが判明しました。インドネシア当局は、CRS目的で顧客情報を収集する法的根拠を銀行に対して与える規則によって、CRSの実施支援を継続しています。また、CRSの導入に関するタイムラインについて更新情報はありません。
- ▶ **FATCAの状況**  
2016年12月、米国のIRSはIGA草案の確認作業を終了し、現在インドネシア当局に提供しました。インドネシア当局の確認終了後、政府はIGAに署名しFATCA法の公布を行う予定です
- ▶ **FATCA報告期限の延長**  
2016年10月13日、インドネシア当局は、米国IRSがIGA案を検証中であると発表しました。IGAが締結されるまで、FATCA法の公布予定はありません。さらに、法規則が公布及び施行されるまで、インドネシアの金融機関がFATCA報告を実施する予定もありません。
- ▶ **インドネシアがCRSの実施を約束**  
2016年7月26日、インドネシア当局は、CRSの初回報告を2018年に行うことを予定しておりインドネシアの金融機関は適宜準備すべきであることを発表しました。

## タイ

- ▶ **FATCA報告に関するガイドラインの更新版を公表**  
2016年10月11日、タイ当局は、FATCA報告に関するガイドラインの更新版を公表しました。
- ▶ **FATCA報告の更新**  
2016年9月、タイ当局は、FATCA報告期限に関する通知書を2017年の初旬に公表すること、及び2017年に関しては報告用サイト(IDES)におけるXMLスキーマV2.0を報告様式に使用することを通知しました。

## ベトナム

- ▶ **米国とのFATCA協定の発効**  
2016年7月20日、ベトナム当局は、IGAを2016年7月7日に発効したと発表しました。

## OECD

- ▶ **透明性と情報交換に関するグローバルフォーラムを開催**  
2016年11月4日、OECDは、2017年に情報交換を行うと約した参加国(早期適用国)の97%が準備を行っており、CRSの実施において大きな進展があったことを発表しました。また、2018年に情報交換を開始することを約した参加国(日本を含む)に関しても、進展と共に課題の認識について発表しています。
- ▶ **2017年及び2018年までに初回情報交換を実施するCRS参加国リストの更新版を公表**  
2016年7月26日、OECDは、2017年及び2018年までに初回情報交換を実施するCRS参加国リストの更新版を公表しました。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170113

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)